

2025年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【回答】情報システム課

システム標準化の対象外事業については、必要に応じて独自のシステムを構築する等で対応していきます。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバйд(情報格差)への対策を講じてください。

【回答】デジタル推進課

行政サービスの利用者や提供者だけでなく、デジタルに不慣れな人を含めた全ての関係者に配慮し、誰一人取り残さないデジタル社会を目指します。また、各種手続においては、利用者の年代や目的などの特性を踏まえつつ、公平かつ公正な利用が図ら

れるような運用も含め、デジタル技術を活用して、これまで以上に市民の利便性向上を図っていきます。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】介護・高齢福祉課（一部変更）

介護保険料は必要見込額を元に算出しており、第9期1年目の実績はほぼ見込どおりであることから保険料は適切であると判断しています。今後、高齢化による介護ニーズの増加が見込まれる中、第9期計画期間における介護保険料基準額は月額214円（年額2,568円）引き下げ、所得段階も14段階から15段階へ増やすとともに保険料率も見直して応能負担を強化しています。今後は第10期事業計画に向けて国の動向に注視し、あらためて応能負担のあり方を検討します。また、第1～3段階については、公費による負担軽減措置を講じていることから、第1段階・第2段階の免除は考えていません。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】介護・高齢福祉課

災害や長期入院、失業などによる所得減少等の事情に応じて減免を行っており、現状、要件を見直す考えはありません。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護・高齢福祉課

第1～3段階については、公費による負担軽減措置を講じています。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護・高齢福祉課

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減を行っています。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】介護・高齢福祉課（一部変更）

介護保険における施設サービス等の食費・居住費の負担限度額認定と共に、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度の利用促進を行っています。負担限度額認定を利用できるサービス以外へ助成制度を実施・拡充する考えはありません。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】介護・高齢福祉課（新規）

総合事業では、要支援者や基本チェックリストに該当する事業対象者に対して、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を行い、訪問事業、通所事業それぞれで必要なサービスをご利用いただき、利用者の能力を生かした自立支援を促進しています。

なお、報酬単価の改定については全国市長会として国に提言しており、今後、国の動向を注視していきます。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】介護・高齢福祉課（一部変更）

福祉用具貸与の対象品目に非該当な方であっても、利用者に福祉用具貸与が必要か判断するための相談に応じており、要介護度により福祉用具貸与の条件を満たさない場合は例外給付の仕組みを活用し、条件に該当する場合には福祉用具貸与を可能としています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】介護・高齢福祉課（一部変更）

介護報酬については、実態に即した抜本的な見直しを行うなど必要な措置を講じるよう、全国市長会として国に提言しており、国の動向を注視していきます。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】介護・高齢福祉課

施設整備は待機者数を把握のうえ、施設整備計画に基づき行っています。今年度も整備事業者を公募していますが、待機者の状況を注視し、過剰な整備とならないように進めます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

【回答】介護・高齢福祉課

特別養護老人ホームでは自宅での生活が難しい重度の要介護状態の人など、入所の必要性が高い方が優先的に入所できるようにする必要があるため、要介護3以上の方を対象とした定期的な入所希望者の調査結果の把握を行っています。

なお、要介護1及び要介護2の方の特例入所については、市ホームページ等でお知らせするとともに、心身の状況や生活環境などを総合的に判断した適切な入所となるよう運用に努めています。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課

本市独自の施策実施は考えていませんが、介護職員の処遇改善を図るための処遇改善加算の取得について、緩和した基準によるサービス事業所の職員においても適用しています。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】介護・高齢福祉課

夜勤職員の複数配置に対する本市独自の財政支援は考えていませんが、国による人員基準等の改定の動向を注視していきます。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】介護・高齢福祉課

介護サービス事業者への運営指導において、長時間労働等の問題が確認された場合には、適切な勤務体制の確保及び運用をするよう指導するとともに、労働基準監督署へ情報を共有します。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課（新規）

夜勤体制の実態調査を実施していますが、国が労働基準として実態把握及び対策を図るべきものであり、国による人員基準等の改定の動向を今後注視していきます。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課、地域共生推進課

令和6年10月から、高齢者を対象とした補聴器購入費用の一部を支給する制度を実施しています。

なお、ヒアリングフレイル予防として、市民向け講演会や介護関係者向けにヒアリングフレイルサポーター養成研修やアプリマイスター講座を実施しています。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

【回答】地域共生推進課、介護・高齢福祉課

住民が主体となって実施する訪問型サービス、高齢者サロン等の通所型サービスについて、立ち上げ費用や運営費用を補助する制度を実施しています。認知症カフェについても、立ち上げ費用を補助する制度を実施しています。

地域支援事業の事業費については、介護保険事業計画で必要額を定めています。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】都市政策課（一部変更）

本市では、昼間帯における高齢者の市内の移動手段の提供や、市民病院や市役所など公共施設への接続等を目的とし、かすがいシティバスを運行しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】地域共生推進課

令和９年度からの高齢者総合福祉計画（第１０次介護保険事業計画）と一体的に認知症施策推進計画を策定します。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】地域共生推進課

保険料無料の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業については、認知症高齢者等見守り支援事業の利用者を対象として、令和４年度から実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】地域共生推進課

春日井市総合保健医療センターでの人間ドッグ受診者のうち、希望する方に対しては、無料で認知症機能検査を実施しています。

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度Ａ以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】介護・高齢福祉課

本市では春日井市障害者控除対象者認定要綱を策定し、その基準により対象者となるかを個別に判断及び認定しています。障害高齢者日常生活自立度Ａ以上の方については、税法上の障害者控除の対象としています。

また、要介護認定者の中で、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準に該当する対象者全ての方（住所地特例者含む）に、毎年１月に障害者控除対象者認定書を個別に送付しています。

なお、本市に住民票の住所地がある他自治体の住所地特例者の方から申請された場合には、他自治体の保険者に認定情報を照会し、本市が認定書を発行しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】保険医療年金課

保険税については、制度運営のための重要な財源であり、制度の安定的な運営・制度維持のため、適切な保険税率を定めています。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】保険医療年金課

基金や剰余金は、国民健康保険財政の赤字補填や、適切な保険税率を定めるにあたり、税率が上がる場合の激変緩和として使用します。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険医療年金課

減免制度については、春日井市国民健康保険税の減免に関する規則により災害、収入減少、長期療養、低所得、社会福祉的配慮などの観点から減免を実施しています。
現在のところ、拡充の予定はありません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険医療年金課

未就学児の均等割について、令和4年度から5割を軽減しています。
減免制度については、春日井市国民健康保険税の減免に関する規則により災害、収入減少、長期療養、低所得、社会福祉的配慮などの観点から減免を実施しています。
現在のところ、拡充の予定はありません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】保険医療年金課（一部変更）

現在のところ、減免規定の見直しについては考えていません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】保険医療年金課

国民健康保険法等関係法令や国及び県の通知に則り、対応しています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】収納課

実情を十分に聴取したうえで、地方税法第15条の7第1項各号に定める要件に該当するときには、速やかに滞納処分の執行停止（または即時欠損）としています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】収納課

差押については、督促状、催告書及び差押予告通知等の送付に反応がない等、滞納の解消が見通せない場合に、法令に基づき実施しています。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】保険医療年金課

新型コロナウイルス感染症対策として、国の財政支援を受けて時限的に傷病手当金を支給していましたが、任意給付である傷病手当金を新型コロナウイルス感染症以外の傷病を対象とすることは考えていません。

また、出産育児一時金制度で50万円（令和5年4月以降出産）を支給しています

が、出産手当金の創設は考えていません。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】保険医療年金課

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方を対象に実施しています。免除については、平成31年2月1日付け保発0201第6号の厚生労働省保険局長通知に合わせて基準を見直しました。

また、免除基準を超える場合でも、生活保護基準額の1.2倍までを減額する取り扱いにしています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】保険医療年金課

市ホームページに詳しい内容を掲載しているほか、納税通知書に制度の案内を掲載するなど周知に努めています。

★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】保険医療年金課

国民健康保険法等関係法令や国及び県の通知に則り、対応しています。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】生活支援課（新規）

生活保護受給者に対しては、近年の物価高騰への臨時的・特例的な措置として、令和5年10月より、世帯人員一人当たり1,000円が生活扶助費に加算されており、当該加算は、令和7年10月からは1,500円に増額されます。

このように生活保護制度は国において社会的経済情勢を踏まえながら定期的な検証と生活扶助費の見直しや加算が行われていることから、市独自に手当を給付することは考えていません。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】生活支援課

申請書については、まずは面接相談において生活保護に関する制度を説明するとともに、相談者の生活状況や資産状況等を確認するため、窓口には設置していませんが、生活保護の申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付するとともに、相談者の希望があれば、その場で申請書を受理しています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】生活支援課（一部変更）

生活保護制度については、市ホームページで案内するとともに、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者生活支援センター及び各種福祉施設の職員や民生委員等の協力を得ながら、困窮していると思われる方々に周知し、生活保護の受給について悩んでいる方や不安を抱えている方が、ためらわずに相談・申請できる体制を整えています。

このため、現時点では、「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、保護のしおりや広報紙、市ホームページに掲載することは考えていませんが、より相談・申請しやすい体制や手法について、引き続き他の福祉事務所の事例も参考にしながら、調査研究していきます。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】生活支援課

住居のない方からの相談にも丁寧に対応しており、他の自治体への相談を案内することはしていません。申請時点で住居のない方については、一時的な居所の確保として無料低額宿泊所を案内した後、早期に居宅生活が実現できるよう支援しています。

なお、本市で案内している無料低額宿泊所は全て個室になります。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】生活支援課（一部変更）

生活保護制度では、エアコンを含む家具什器の購入費は、保護費をやりくりして賄うことが原則とされていますが、厚生労働省の通知により、平成30年4月以降に生活保護を開始した世帯のうち、保護開始時にエアコンの持ち合わせがなく、高齢者、障がい者、こども、難病患者など熱中症予防が特に必要とされる方がいる場合には冷房器具設置費用を給付しています。

また、冷房費の補助についても、前述のとおり、臨時的・特例的に保護費への加算が実施されていますので、市独自で実施する予定はありません。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】生活支援課

扶養照会は、要保護者からの聞き取り等により扶養の可能性が期待される人に対して実施しています。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】生活支援課

自動車の保有は原則として認められていませんが、障がい者の通勤・通院等での利用、深夜勤務、または地理的条件が悪い地域における通勤での利用など一定の要件を

満たす場合には、被保護世帯の個々の状況を踏まえ、保有及び当該目的における使用を容認しています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】生活支援課（新規）

ケースワーカー、査察指導員は、国の定める標準数を満たしています。今後も、ケースワーカー、査察指導員が不足することのないよう、人材の確保に努めています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】生活支援課（一部変更）

現在、生活保護のケースワーカーは 32 人で、そのうち 17 人が女性です。様々なケースに対応できるよう、職員の確保、適正な配置に努めています。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】生活支援課（一部変更）

ケースワーカー、面接相談員には、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事の資格を有する正規職員を配置しています。

ケースワーカー、面接相談員が相談者や受給者に適切な助言指導を行えるよう、ケース検討会議（毎週）や担当者研修（月 1 回）を実施し、適切なケースワークや知識の向上、情報の共有等を図っています。

なお、ケースワーカーの外部委託化については、今のところ考えていません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】生活支援課（新規）

就労支援員には正規職員を配置しています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】地域共生推進課、生活支援課（一部変更）

自立相談支援事業は、制度横断的な知識と技術が必要となるため、相談支援のノウハウを有する市社会福祉協議会に委託し、市と市社会福祉協議会が緊密に連携して実施しています。関係部局や支援関係者とも分野を横断して連携を図っています。

特に、経済的に困窮した方については、生活保護担当部署と連携して、生活保護の申請援助に努めています。加えて、生活保護廃止後も支援が必要な場合には、自立相談支援へ引き継ぎ、継続的な支援に努めています。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】地域共生推進課（新規）

任意事業は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者居住支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全ての事業を実施しています。関係機関へのチラシの配布や市ホームページ等により事業を周知しています。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】生活支援課（新規）

物価高騰への対応として、低所得世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金等の国の給付措置が、各市町村を通して実施されました。引き続き、国の低所得世帯への支援を注視していきます。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】地域共生推進課

現在、エアコン購入費助成事業を創設・拡充することは考えていません。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】保険医療年金課

子ども医療費について、通院治療費の支給を令和5年4月診療分から18歳年度末まで拡充しました。その他の医療費については、今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】保険医療年金課

令和5年4月診療分から、通院治療費の支給を18歳年度末まで拡充し、受給者証を発行しました。

入院時食事療養費の標準負担額について、助成対象とすることは考えていません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。

【回答】保険医療年金課

精神障害者保健福祉手帳を所持していない方で自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方については、自立支援医療（精神通院）に係る医療費と調剤費等を、精神障害者医療として自己負担分を助成しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】保険医療年金課

受給者や医療費が増え続ける状況の中、福祉医療制度を将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営していくため、後期高齢者福祉医療費助成を住民税非課税のみを要件として給付するよう対象を拡大することは考えていません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】保険医療年金課

現在のところ、妊産婦医療費助成制度を創設することは考えていません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。

【回答】子育て推進課、地域共生推進課（一部変更）

生活困窮世帯の中学生に対し、学習支援と居場所を無料で提供する子どもの学習・
生活支援事業を実施しています。令和7年度には、実施場所を5か所から6か所に拡
大しています。利用生徒と保護者へのアンケートの実施や活動団体との意見交換を踏
まえ、効果的な実施に努めていきます。

また、こども食堂やフードパントリー等食を通じた活動団体の相互支援を促すた
めのネットワークづくりや、企業から寄付を募り食品を活動団体に提供するフードド
ライブ事業を実施しています。

なお、親子が交流する場の提供やこども食堂の運営など、地域でこどもの健全育成
や子育て支援に取り組む団体に対しては、1回あたり6,000円、年間12万円を上限
に、団体設立後の運営費を補助しています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、
専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】こども家庭支援課

令和6年4月1日から、こども家庭センターを設置し、保健師や社会福祉士、心理
士等の各専門職を配置し、協働して、こどもとその家庭の相談や支援にあたってい
ます。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】学校教育課

準要保護の認定に用いる基準額については、令和5年度から生活保護基準の1.4倍
としています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

支給費目については、令和3年度から卒業アルバム代、令和4年度からはオンライ
ン学習通信費を追加した10費目を支給しています。クラブ活動費については、国が
部活動の地域移行と、それに伴う必要な費用を受益者負担とする方向性を示してお
り、児童生徒を取り巻く環境に変化が生じていることから、社会情勢等を注視しなが
ら調査・研究していきます。

なお、卒業記念品については全額公費で賄っており、保護者負担は生じていませ
ん。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】学校教育課（一部変更）

現在、学校と市役所窓口で受け付けています。年度途中でも申請できることについては、案内文書及び市ホームページに掲載しており、引き続き周知徹底に努めていきます。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】学校給食課

学校給食の経費負担については、学校給食法第11条の規定及び施行令第2条の規定により、小中学校の設置者及び給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められています。本市においては、食材費のみを保護者が負担することとしています。

昨今の食材費の高騰を受けて、令和7年4月から学校給食費を改定し、小学校305円（10円増）、中学校350円（10円増）としたところですが、令和7年度においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することにより、値上げ分を公費負担し、保護者負担額を令和5年度までと同額（小学校245円、中学校285円）に据え置いています。

さらに、多子世帯の経済的な負担を軽減するため、令和7年4月から春日井市立小中学校に同時に通う児童生徒が3人以上いる保護者に対し、3人目以降の給食費を無償としています。

また、経済的理由により就学が困難とならないよう、基準所得を下回る世帯には、申請により就学援助費を支給し、負担の軽減を図っています。学校給食費は全額支給されており、令和5年度からは認定基準を緩和して支援の対象者の拡大を図っています。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】保育課

国の定める基準にて適切に対応していきます。私立保育園等は、6月～9月のうち3か月分の食材料費の高騰分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して対応しています。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】保育課（一部変更）

3歳児以上の改正内容については、順次対応していきます。1歳児については、国の定める5対1の配置基準で保育を実施しており、引き続き実施していきます。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

【回答】保育課（一部変更）

春日井市公共施設個別施設計画に基づき、適切に維持していきます。認可保育施設については、保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出を受け、特に需要の高まっている低年齢児の保育需要に適切に対応できるよう、民間事業者と連携しながら整備していきます。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】保育課（一部変更）

県や市の実地による指導監査等を通じて実態を把握しています。監査職員においても適切に対応していきます。

④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

【回答】保育課（新規）

国の指導に応じて適切に対応していきます。環境整備及び職員配置のための自治体独自の補助については、既存の保育所等での実施を検討しているため、現在のところ考えていません。

6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】障がい福祉課

自治体独自の手当として、現金ではなく、市内の登録店舗で商品やサービスを購入する際に利用できる「福祉応援券」を支給しています。額面は障がいの等級などに応じて年間 24,000 円～60,000 円分としており、現在のところ増額の予定はありません。

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

【回答】障がい福祉課（一部変更）

グループホームを始めとした暮らしの場の充足率については、協議会等で調査研究しており、各法人に対して重度の障がい者が利用できるグループホームの立ち上げを依頼するとともに、市民に対して新規事業所の情報発信をしています。

運営費など市独自の上乗せについては、今のところ考えていません。

③夜間の職員体制を1フロア（ユニット）で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

【回答】障がい福祉課

夜勤職員の複数配置等に関する市独自の補助や加算は考えていません。

国による人員基準や報酬改定等の動向を注視していきます。

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

【回答】障がい福祉課

サービス等利用計画案の内容や本人の意向を踏まえて、支給決定基準に基づき、支給決定しています。

移動支援の報酬は居宅介護の単価や近隣の市長村を参考にしており、今のところ増額する予定はありません。

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【回答】障がい福祉課

各種障がい福祉サービスの利用者負担については、障がい者総合支援法によって定められており、市独自で対象を見直す予定はありません。

障がい児通所支援を利用される方について、満3歳になってから初めての4月1日から3年間は無償化されていますが、給食費などの実費負担に関する独自の補助は考えていません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】障がい福祉課

要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合でも介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、引き続き障がい福祉サービスを利用できるようにしています。

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起これない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起これない支援策を講じてください。

【回答】障がい福祉課、地域共生推進課

家族介護者の負担軽減や悩みを聴く場は大切なため、家族介護者支援センターの運営を支援しています。また、障がい者虐待の防止と早期対応を図るため、障がい者虐待防止ホットラインを設置し、虐待通報を受付けた場合は市職員が基幹型地域包括支援センターと連携し自宅訪問するなど包括的な支援に努めています。

障がい者福祉施設等で虐待認定した事例については、再発防止策を講じるよう事業所に対して指導しています。

7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】健康増進課（一部変更）

本市では、予防接種法で定める定期予防接種のうちA類疾病については、乳幼児、

小児を対象とする接種が多く、同法施行令第33条第2項の規定に基づき、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力等を勘案して、全額公費負担としているところです。

また、任意予防接種の接種者に対する本市の補助等の支援については、疾病の流行の動向、国や県の支援の有無、本市の財政等を総合的に判断し実施しています。

なお、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンについては、令和5年4月1日から接種費用の一部を補助する制度を設けています。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】健康増進課（一部変更）

高齢者肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについては、予防接種法においてB類疾病として定期予防接種に位置付けられ、接種者の実費負担の有無については、前述の同法施行令第33条第2項の規定の適用はなく、地方自治体の裁量となっています。自己負担については、国の交付金等の状況、本市の財政、接種を受けることで便益を受ける市民の適正負担等を総合的に判断し実施しており、現在のところ、自己負担の引き下げは考えていません。

また、任意予防接種の接種者に対する本市の補助等の支援については、疾病の流行の動向、国や県の支援の有無、本市の財政等を総合的に判断し実施しています。

高齢者肺炎球菌ワクチンの2回目の接種については、厚生労働省が所管する予防接種基本方針部会において、「再接種の臨床的な有効性のエビデンス等が明確になっていないことから、引き続き検討を行う必要がある」との見解が出されており、国の動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めていきます。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】こども家庭支援課

令和2年度から、すでに2回に拡充しています。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】こども家庭支援課（新規）

国の動向や先行自治体の状況を注視し、実施について検討していきます。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】健康増進課

受診の機会を増やすだけでは、受診に繋がらないため、受診しやすい仕組みを作る必要があると考えています。現在、受診者の多くが妊婦で受診していることから、未受診である産婦に対しては4か月児健康診査等で受診勧奨をしています。また、こどもを預け歯科健診を受けることが難しいことから産婦の受診が少ないため、母子で歯科健診を受診しやすい仕組みづくりを進めます。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】健康増進課、こども家庭支援課

地域保健法第 18 条に基づく市町村保健センターである春日井市総合保健医療センターは、公益財団法人春日井市健康管理事業団を指定管理者として運営しており、本市が定める業務を適切に実施しています。これらの業務に歯科衛生士の配置を要しないため、常勤の歯科衛生士は配置していません。

常勤の歯科衛生士については、春日井市役所に 6 名（健康増進課 3 名、こども家庭支援課 1 名、地域共生推進課 2 名）を配置しています。

なお、保健所については、県が設置者となりますので、本市では回答いたしかねます。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】健康増進課、管理課

地域医療構想については、愛知県主導の元、地域の医療関係者の協議により必要な病床数が確保されていると考えています。

春日井市民病院の病床数については、地域医療構想等を踏まえ、地域の医療需要に応じた必要数を検討していきます。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】管理課（一部変更）

医師については、各大学医局との良好な関係を維持し、必要な医師の派遣を引き続き要請していきます。

看護師については、合同就職説明会への出展、インターンシップ・病院見学・学校訪問の実施等により新規採用職員を確保するとともに、カムバック採用を実施しています。また、春日井市と小牧市が春日井小牧看護専門学校を運営するほか、学生に対する看護修学資金貸付制度などにより安定した確保を図っています。

医師・看護師以外の職種についても、インターンシップ・病院見学を実施しています。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】健康増進課

地域保健法第 18 条に基づく市町村保健センターである春日井市総合保健医療センターは、公益財団法人春日井市健康管理事業団を指定管理者として管理運営を行っており、保健師を始め、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、管理栄養士を配置し、本市が指定する業務を適正に実施しているため、現在のところ、人員の増員は考えていません。

なお、保健所については、愛知県が設置者となりますので、本市では回答いたしかねます。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】保険医療年金課

国庫負担の拡大は、制度改革に伴い拡大されています。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】保険医療年金課

マクロ経済スライドの廃止等については、今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【回答】介護・高齢福祉課

国費負担割合の見直しを行うなど財政措置の充実を図るよう、全国市長会として国に提言しています。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】介護・高齢福祉課

他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、処遇改善の措置を講じるよう、全国市長会として国に提言しています。

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【回答】介護・高齢福祉課（新規）

加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設するよう、全国市長会として国に提言しています。

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】保険医療年金課

今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】学校給食課

全国市長会等を通じ、国に要望を行っており、引き続き動向を注視していきます。

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【回答】障がい福祉課（一部変更）

国の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

【回答】保険医療年金課、地域共生推進課、健康増進課、介護・高齢福祉課、障がい福祉課、保育課

現在のところ意見書の提出は考えていません。

なお、国民健康保険については、医療機関等に対する手当等は制度上ありません。介護については、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るな

ど、処遇改善の措置を講じるよう、全国市長会として国に提言しています。
保育については、国の補助制度を活用しています。

2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【回答】保険医療年金課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【回答】介護・高齢福祉課（新規）

加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設するよう、全国市長会として国に提言しているため、今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答】保険医療年金課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【回答】学校給食課

県に要望を行っており、引き続き動向を注視していきます。

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

【回答】健康増進課

病床数の確保は県が決定します。今後、必要に応じて、県が開催する尾張北部圏域医療福祉推進会議などの機会を通じて調整を行っていきます。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【回答】地域共生推進課、介護・高齢福祉課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ意見書の提出は考えていません。

以上